



第73回

メンタルヘルス(4)

今回は、厚生労働省が平成18年3月に策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(以下「指針」という)に基づいて、メンタルヘルスケアの推進方法について、説明します。

衛生委員会等における調査審議
メンタルヘルスケアの推進に当たっては、事業者が労働者等の意見を聴いた上で、事業場の実態に即した取組を行うことが必要です。また、心の健康問題に適切に対処するためには、産業医等に助言を求めることも必要となります。

このためにも、労使、産業医、衛生管理者等で構成される「衛生委員会」などを活用することが効果的です。
後で説明する「心の健康づくり計画」の策定や、その実施

制の整備等の具体的な実施方策のほか、個人情報保護に関する規定等の策定等に当たり、衛生委員会等において十分に調査審議を行うことが重要です。

なお、常時使用する労働者が50人未満の小規模な事業場においては、衛生委員会等を設置する法的義務はありませんが、心の健康づくり計画の策定やその実施に当たっては、労働者の意見が反映されるように配慮すべきです。

心の健康づくり計画の策定

メンタルヘルスケアは、中・長期的視点に立ち、事業場の実態に即した取組が継続的・計画的に行われるようにすることが重要です。

このため、事業者は、先ほど説明しましたように、衛生委員会等において、十分に調査審議を行った上で「心の健康づくり計画」を策定することが必要です。

なお、指針では、「心の健康づくり計画」において定めるべき事項として、次の事項を掲げています。

① 事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関すること

② 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること

③ 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関すること

④ メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること

⑤ 労働者の健康情報の保護に関すること

⑥ 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること

⑦ その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること

4つのメンタルヘルスケアの推進
メンタルヘルスケアの推進に当たっては、以下の「4つのケア」が継続的・計画的に行われることが重要です。

①セルフケア
労働者自身がストレスや心の健康について把握・理解し、自らストレスを予防・軽減したり、対処すること

② ラインによるケア

労働者と日常的に接する管理監督者が職場環境等を把握してその改善を図るとともに、労働者からの相談対応を行うこと

③ 事業場内産業保健スタッフ等によるケア
事業場内の産業医や衛生管理者など、事業場内産業保健スタッフ等が、事業場の心の健康づくり対策の提言を行うとともに、その推進を担い、労働者及び管理監督者を支援すること

④ 事業場外資源によるケア
事業場外の機関及び専門家を活用し、その支援を受けること



田中伸山
山下江法律事務所、
副所長、
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、交通事故被害(損害賠償請求)。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務＝顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

☑ 契約書チェック ☑ 債権回収 ☑ 労務問題など
企業法務専門サイトあります <http://www.hiroshima-kigyoo.com> **山下江** 検索

◆ 離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！
◆ 債務整理、交通事故：着手金¥0-



予約電話受付 平日 9～19時 土曜 10～17時
相談予約専用フリーダイヤル **0120-7834-09**